

# \_\_\_\_\_消防計画（甲種防火対象物）

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的及び適用範囲等

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき\_\_\_\_\_の防火管理に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害（以下「火災、地震等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画に定めた事項については、次の者及び部分に適用する。

- (1) \_\_\_\_\_内に勤務し、出入りするすべての者
  - ▲(2) \_\_\_\_\_の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者  
（▲は、該当する場合に記載するものである。以下同じ。）
- 2 この計画を適用する場所の範囲は、\_\_\_\_\_及び敷地内のすべてとする。

### 第2節 管理権原者の責務等

（管理権原者の責務）

第3条 管理権原者は\_\_\_\_\_とし、防火管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を防火管理者として選任(解任)すること。
- (2) 防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、火災対応及び大規模地震対応等について必要な指示を与えなければならない。
- (3) 火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防組織の本部（防災センターに設置。以下「自衛消防本部」という。）の設置を指示するものとする。
- ▲(4) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

3 管理権原者は、防火上の建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

▲（防火管理業務の委託）

第4条 \_\_\_\_\_の管理権原の及ぶ範囲（※必要に応じて図面を作成）についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者等の指示、命令の下に適切に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した範囲についての防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告するものとする。
- 3 受託者の防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表1「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

### 第3節 防火管理者の責務等

(防火管理者の責務)

第5条 防火管理者は\_\_\_\_\_とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 自衛消防組織に係る事項
- (5) 防火に関する法定点検の立会い
- (6) 消防機関への各種届出、点検、整備の実施、連絡及びこれらの書類の防火管理維持台帳への編冊、整理、保管
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施
- (9) 工事中における立会い、その他火気使用又は取扱いの監督
- (10) 収容物等の落下、移動の防止措置
- (11) 関係機関との連絡
- (12) その他防火上必要な事項

## 第2章 火災予防事項

### 第1節 予防管理

(予防活動)

第6条 火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。
  - (2) 喫煙は、指定された場所で行うとともに、後始末を完全にすること。
  - (3) 廊下、避難階段、避難口、避難通路等には、避難障害となる物品を置かないこと。
  - (4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。
  - (5) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- 2 防火管理業務を確実に実行するため、防火担当責任者及び火元責任者を定め、次の防火管理業務を行う。

編成と任務

	担 当	任 務 内 容
防火担当責任者		①火元責任者に対する業務の指導及び監督 ②防火管理者の補助
火元責任者		①火気管理、避難設備等の維持管理 ②火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の維持管理に関すること。 ③防火担当責任者の補助

注：従業員数等により、火元責任者のみとすることや同一人が防火担当責任者及び火元責任者を兼任できる。

(自主点検)

第7条 火災予防上の自主検査（日常・定期）は、別表2「自主検査表（日常）」、別表3「自主検査表（定期）」に基づき実施する。

- 2 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表4「消防用設備等自主点検チェック表（定期）」に基づき、\_\_\_\_\_が実施する。
- 3 不備欠陥事項については、早急に改善するものとする。

(点検・検査)

第8条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

▲(1) 防火対象物の法定点検

- ア 防火対象物の法定点検は、資格者又は点検設備業者\_\_\_\_\_に委託して実施する。
- イ 防火管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者\_\_\_\_\_に委託して、\_\_\_月と\_\_\_月の年2回実施する。
- イ 防火管理者は、法定点検に立ち会う。
- 2 点検の結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備事項については、改修計画を早期に作成し整備すること。
- 3 点検結果の記録は、防火管理維持台帳に編冊しておくこと。

(消防機関等への報告・連絡)

第9条 消防機関へ報告及び連絡する事項は次に定める。

種 別	届出等の時期	届出者等
防火管理者 選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又は解任したとき	管理権原者

消防計画作成 (変更)届出	消防計画作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火・防災管理者の変更 イ 自衛消防の組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
訓練実施の通報 及び指導の要請	消防訓練を実施するとき。指導の要請は消防署と相談し適宜行う。	防火管理者
消防用設備等・ 特殊消防用設備 等点検結果報告	____年に1回(総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書)報告する。 機器点検____月、総合点検____月 ※特殊消防用設備等の点検は、その設置維持計画に基づき実施し、報告する。	管理権原者
▲防火対象物定期 点検結果報告	1年に1回	管理権原者
▲消防用設備等・ 特殊消防用設備等 等の設置届出	消防用設備等を設置、増設、改修する場合、事前に消防本部と協議し報告する。	関係者
そ の 他		

2 防火管理者へ報告及び連絡する事項は次に定める。

種 別	実施時期	届出者等
自主検査(日常・定期)	(日常)毎日 (定期)____月 ____月	
自主点検	____月と____月の年2回	

(防火管理維持台帳記録)

第10条 管理権原者は、消防機関への報告又は届出した書類及び防火業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

(工事中の安全対策)

第11条 防火管理者は、工事を行う時は、事前に管理権原者の確認を受けるとともに、必要に応じて「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。

2 防火管理者は、工事中必要に応じ防火上の安全対策を確認する。

(内装制限等の遵守)

第12条 \_\_\_\_\_において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

▲2 \_\_\_\_\_内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(定員管理)

第13条 防火管理者は、混雑が予想される場合は、掲示板、案内板等により収容人員を規制する。

(休日・夜間等の対応)

第14条 防火管理者は、休日・夜間等で従業員が少なくなる場合は、従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

▲2 休日、夜間等で無人となる場合は、防火管理業務は、別表5「休日・夜間等の防火・防災管理体制」のとおり、防災センター若しくは警備員室が行うものとする。

## 第2節 火災に関する事項

(出火防止対策)

第15条 火気使用設備器具、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守し、防火管理者が責任を持って行うものとする。

(従業員等の遵守事項)

第16条 従業員は、この計画を遵守し、火災予防を行うものとする。

(放火防止対策)

第17条 防火管理者は、建物内外の整理整頓及び物置、倉庫等の施錠管理の徹底等放火されない環境づくりを行う。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第18条 防火管理者及び従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。

(2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

### 第3節 地震等に関する事項

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第19条 防火管理者は、事務室内、避難通路、出入り口等の収容物の転倒・移動・落下防止に努めるものとする。

2 火元責任者及び各点検・検査員は、各種点検等に合わせ、収容物の転倒、落下防止等が行われていることを確認し、行われていない場合は、滑り止め等必要な措置を講じるものとする。

(非常用物品の確保)

第20条 防火管理者は、自ら又は防火担当者に非常用物品の点検整備を定期に実施させるものとする。

(ライフラインの途絶に対する措置)

第21条 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

(1) 停電への対応

非常電源、携帯用照明器具等の確保

(2) 通信不全への対応

電話回線の複線化など通信手段の確保を図るとともに平素からの訓練に努める。

## 第3章 災害活動事項

### 第1節 自衛消防の組織の編成

(自衛消防組織の編成)

第22条 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成する。(▲必要に応じて別表6「自衛消防組織の編成表」を作成する)

自衛消防隊長 _____	通報連絡担当 _____
	初期消火担当 _____
	避難誘導担当 _____
	安全防護担当 _____
	応急救護担当 _____

### 第2節 火災に関する事項

(火災発生時の措置)

第23条 火災の発生に伴う自衛消防組織の任務は、次のとおりとする。

任 務 分 担	任 務 内 容
自衛消防隊長	・各隊員に対する指揮、命令 ・被害状況及び在館者の状況把握
通報連絡担当	・消防機関への通報並びに通報の確認 ・建物内への非常放送並びに指示命令の伝達 ・関係者への連絡
初期消火担当	・消火器、屋内消火栓等による初期消火
避難誘導担当	・拡声器、メガホンによる避難誘導 ・在館者のパニック防止措置 ・避難状況の確認及び本部隊への報告
安全防護班	・防火戸、防火ダンパー等の操作 ・ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置 ・倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置 ・スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置 ・活動上支障となる物件の除去
応急救護班	・救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置

(2) 隣接する建物等からの火災による延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(関係機関との連絡)

第24条 防火管理者は、災害が発生した場合は速やかに関係機関に通報し、指示に従うものとする。

関係機関	電話番号
警察署	
消防署	
電力	
ガス	
保健所	

## 第2節 地震に関する事項

(地震発生時の応急措置)

第25条 地震発生に伴い、次の措置を行うものとする。

### 2 身体防護

地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

### 3 初期情報の収集

テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

### 4 安心情報の提供

防火管理者は、揺れがおさまった後、パニックの発生防止に努める。

- (1) 被害状況等について逐次情報提供を行う。
- (2) 負傷者情報を提供するように呼びかける。
- (3) 余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

### 5 初期対応

二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査を実施し異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

### 6 避難の開始

防火管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図1「避難判断基準」に基づき避難するか、建物内に残留するかを判断する。また、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

(地震災害発生時の措置)

第26条 地震の発生に伴い災害が発生した場合、自衛消防組織は火災発生時の措置に準じて活動する。

## 第4章 教育訓練

### 第1節 教育

(防火教育の実施時期及び内容)

第27条 防火管理者は、防火教育を行うものとする。

対象者	実施回数	内容
全従業員	1年に1回	(1) 防火消防計画の周知徹底
		(2) 従業員の守るべき事項
		(3) 火災発生時の対応
		(4) 地震発生時の対応
新入社員	その都度	(5) その他火災予防上必要な事項

### 第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第28条 防火管理者は、従業員等を対象とし、火災、地震等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的に行うものとする。



(1) 総合訓練

(2) 部分訓練

ア 通報訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出救護訓練

オ 安全防護訓練

(3) その他の訓練

ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練

イ 設備機器及び装備等の取扱訓練

(4) 訓練の実施時期

訓練種別	実施時期	訓練内容
火災想定訓練	月 月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震想定訓練	月 月	避難の訓練を主体とした総合実施する。
部分訓練	月 月	通報、消火、避難の訓練を必要に応じ個別に実施する。

(5) 防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理を実施するものとする。

附則

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

防火管理業務委託状況表

防火管理者の業務委託			
防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		氏名（名称）	
		住所（所在地）	
		電話番号	
受託者の行う 全体の防火・防 災管理業務の 範囲及び方法	常駐方法	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）
			<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
			<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	方法	常駐場所	
		常駐人員	
		委託する防火対象物の区域	
		委託する時間帯	
	巡回方法	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検など）
			<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
			<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）
方法	巡回回数		
	巡回人員		
	委託する防火対象物の区域		
	委託する時間帯		
遠隔移報方法	通報登録番号		
	範囲	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> その他（ ）	
方法	現場確認要員の待機場所		
	到着所要時間		
	委託する防火対象物の区域		
	委託する時間帯		

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

別表 2

## 自主検査表（日常）

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無（避難施設の維持管理）	ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気使用設備器具の異常の有無	吸殻の処理	倉庫等の施錠確認	終業時の火気の確認	その他（トイレ内の可燃物・ゴミ箱等の確認）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
検査実施日			検査実施者氏名			防火管理者確認			

（備考） 検査を実施し、良の場合は、○を不備のある場合は、×を即時改修した場合は⊗を付する。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

別表 3

## 自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所		確認結果
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避難施設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。	
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。	
	② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。	
	③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気使用設備器具	(1) 厨房設備 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。	
	② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。	
	② 火気周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	(1) 電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。	
	② タコ足の接続を行っていないか。	
	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他		
検査実施日	検査実施者氏名	防火管理者確認

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。

なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

消防用設備等自主点検チェック表（定期）

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (年 月 日)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯が点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の積み上げなど)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害がないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形がないか。	
	(5) 制御弁が閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日)	(1) 散水の障害がないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備 (年 月 日)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形がないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化消火設備 粉末消火設備 (年 月 日)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 主導起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどがないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自動火災報知設備 (年 月 日)	(1) 表示灯が点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落がないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日)	(1) 表示等は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切りの変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	

実施設備	確認箇所	点検結果
漏電火災報知器 (年 月 日)	(1) 電源表示は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となるものがないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により放送ができるか確認する。	
誘導灯 (年 月 日)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上の障害となるものがないか。 (2) 道路から採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯がてんとうしているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日)	(1) 周囲に使用上障害となるものがないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 (3) 表示灯が点灯しているか。	

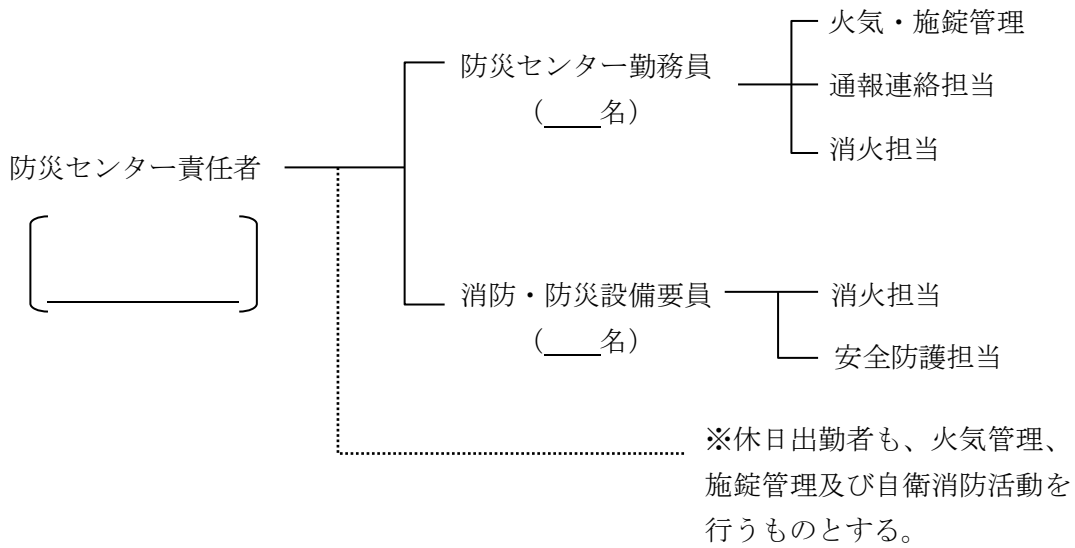
実施設備	確 認 箇 所	点検結果
無線補助設備 ( 年 月 日)	(1) 端子箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 (2) 通話状況は良好か。	
備 考		
点検実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

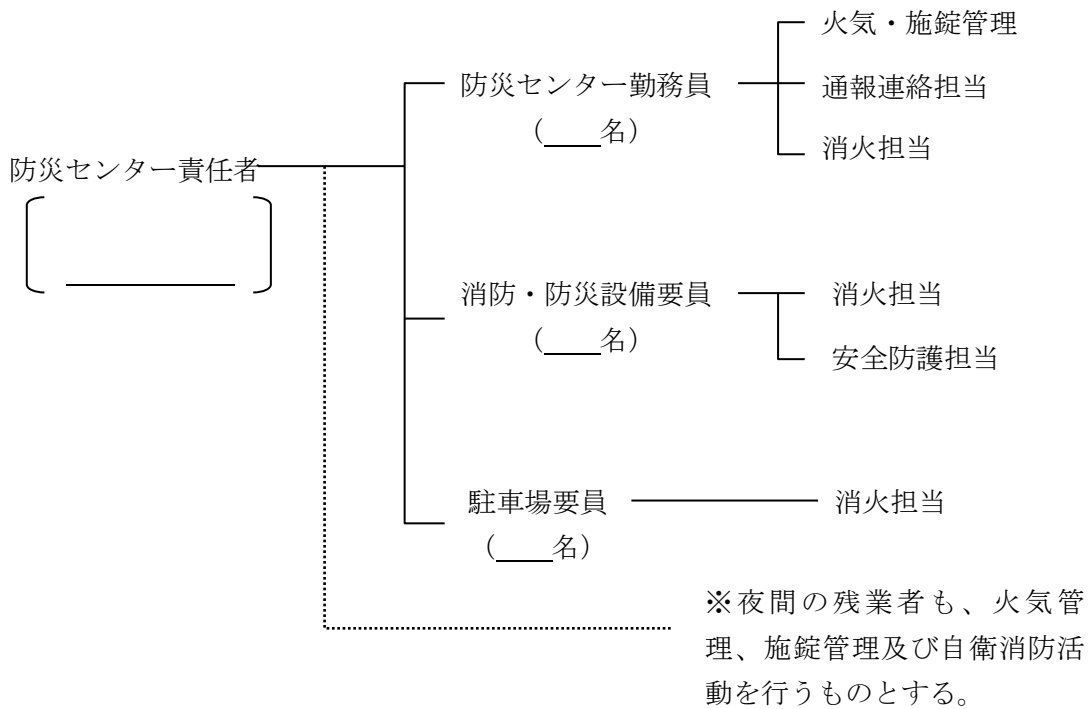
(凡例) ○…良    ×…不備・欠陥    ⊗…即時改修

休日・夜間等の防火・防災管理体制

1. 休日の指揮体制

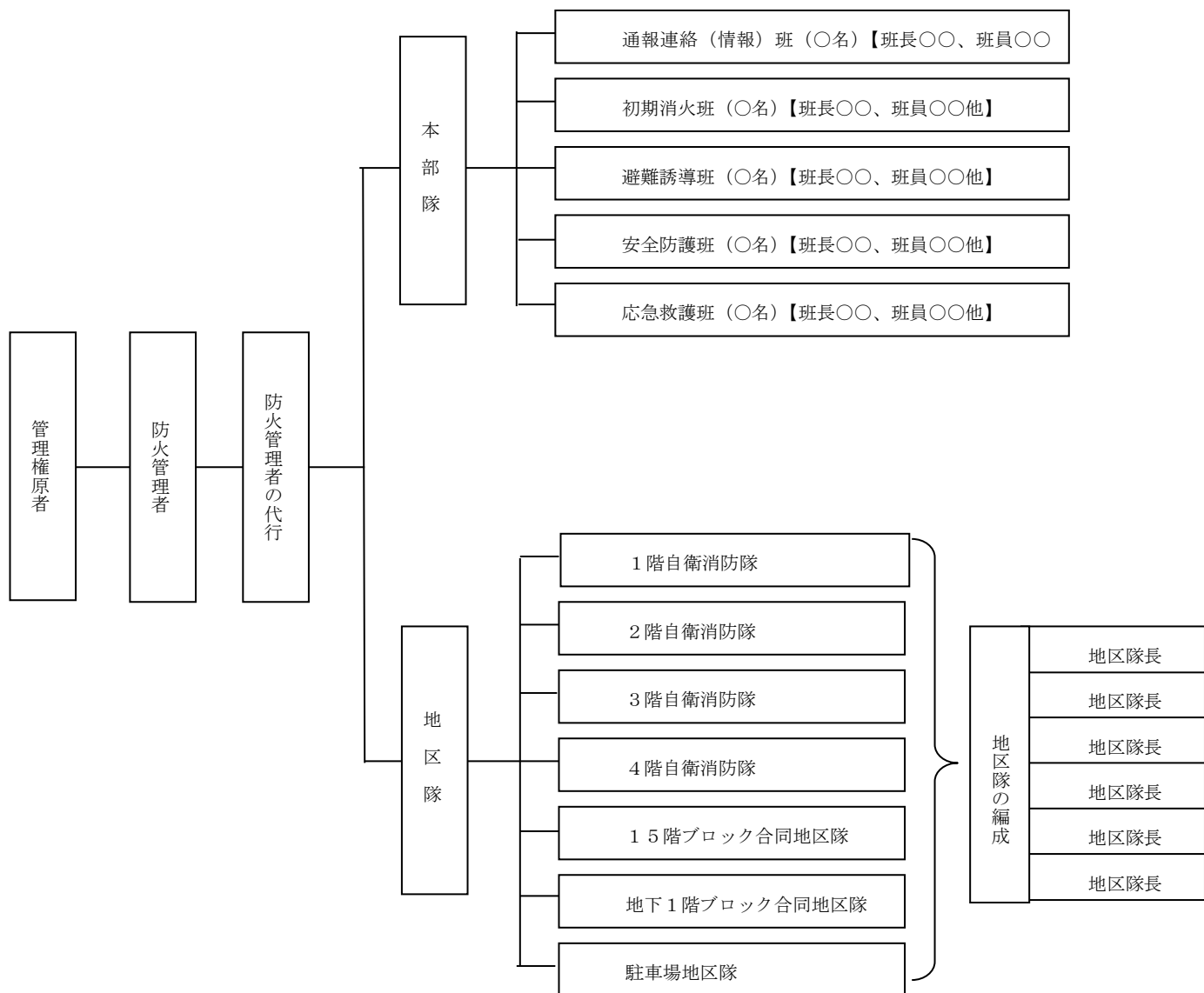


2. 夜間の指揮体制





自衛消防組織の編成表（例）



◎ブロック合同地区隊

- ① 同一階の各部署が合同で自衛消防組織を編成する。
- ② 地区隊長は、規模（面積、人員等）の大きな部署の責任者とする。
- ③ 隊員数は、各部署の従業員数を勘案して指定する。

ブロック合同地区隊の編成（例）

	事業所名	防火・防災管理者	従業員数	ブロック隊員数
地下1階 合同自衛消防隊	〇〇課〇〇係	※課長補佐〇〇〇〇	12人	4人
	〇〇課××係	係長	6人	2人
	売店	店長	3人	1人
	食堂	マネージャー	10人	3人

※〇〇支店の支店長を地区隊長とする。

別図1

